



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

557	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	1
558	〃	(〃).....	2
559	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	2
560	〃	(〃).....	2
561	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	2
562	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	3
563	〃	(〃).....	3
564	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	(資源管理課).....	3
565	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
566	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
567	道路の供用開始	(〃).....	4

○ 人事委員会告示

8	平成28年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	4
---	---	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

47	平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第90号(参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)の訂正	9
----	--	-------	---

○ 警察本部告示

1	和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	9
---	---	-------	---

○ 公告

	大規模小売店舗の届出の取下げ	(商工振興課).....	12
	入札公告	(警察本部).....	13

告 示

和歌山県告示第557号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050100738	モンキー'SスクールII	和歌山市栗栖634番地3	児童発達支援	株式会社真道	和歌山市栗栖636	平成28.5.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第558号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050100746	クロスオーバージュニア	和歌山市湊御殿一丁目4	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人紀ノ国就労支援センター	和歌山市楠見中24-9	平成28.5.1

和歌山県告示第559号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月6日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月2日まで縦覧に供する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第11号	伊都郡かつらぎ町大藪字加陀寺前75

和歌山県告示第560号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月6日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び那賀振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月2日まで縦覧に供する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第12号	岩出市畑毛字塚溝18

和歌山県告示第561号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年5月11日に認可した。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第3号	日高郡日高町小浦字津呂田701
平成28年度第4号	日高郡日高川町入野字ふけ19外1筆

和歌山県告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第564号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称 新庄

和歌山県告示第565号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通大臣から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（国土調査補助基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年5月9日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市

和歌山県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字田角字カミノキ574番3地先から同町大字田角字カミノキ577番2地先まで	旧	8.88 } 21.22	49.57	
同上	新	10.69 } 21.88	49.57	

和歌山県告示第567号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字田角字カミノキ574番3地先から同町大字田角字カミノキ577番2地先まで

供用開始の期日 平成28年5月20日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）並びに同法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第3号の規定による任期を定めた短時間

勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成28年5月20日

和歌山県人事委員会事務局長 室谷 匡利

平成28年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

＜育休任期付職員採用試験＞

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	3人程度	本庁における事務
一般事務・紀北	1人程度	那賀振興局地域振興部における事務
一般事務・紀中	2人程度	日高振興局地域振興部又は日高振興局健康福祉部における事務
一般事務・西牟婁	1人程度	西牟婁振興局健康福祉部における事務

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山A	3人程度	本庁、精神保健福祉センター又は子ども・女性・障害者相談センターにおける事務
一般事務・和歌山B	1人程度	子ども・女性・障害者相談センターにおける事務
一般事務・和歌山C	1人程度	本庁における事務
一般事務・紀中	1人程度	日高振興局農林水産振興部における事務
一般事務・西牟婁	1人程度	紀南県税事務所における事務

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表

第1次試験	平成28年7月10日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成28年7月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	平成28年8月上旬	和歌山市	平成28年8月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

<申込用紙の配布場所>

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年5月27日（金）午前10時から同年6月17日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成28年5月27日（金）から受付を開始し、同年6月17日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは、受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成28年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期

試験区分	任期
一般事務・和歌山A 一般事務・和歌山B 一般事務・紀 中 一般事務・西牟婁	おおむね3か月以上1年以下 なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。
一般事務・和歌山C	おおむね9か月 なお、育児部分休業に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

※ 育児短時間勤務とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいい、育児部分休業とは、育児に伴う同法第19条第1項に規定する部分休業をいう。

○勤務時間及び休日

試験区分	勤務時間	休日

一般事務・和歌山A	(ア) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分 (イ) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、 年末及び年始
一般事務・和歌山B	水曜日及び金曜日の午前9時から午後5時45分までの週15時間30分	日曜日から火曜日まで、 木曜日、土曜日、祝日、 年末及び年始
一般事務・和歌山C	午後3時45分から午後5時45分までの週10時間	日曜日、土曜日、祝日、 年末及び年始
一般事務・紀中	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、 年末及び年始
一般事務・西牟婁	午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	日曜日、土曜日、祝日、 年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり(平成28年4月1日現在)であるが、経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

試験区分	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 (一般事務・和歌山) (一般事務・紀北) (一般事務・紀中) (一般事務・西牟婁)	149,000円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山A)	勤務時間(ア)のもの 73,698円 勤務時間(イ)のもの 54,473円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山B)	59,600円	
任期付短時間勤務職員 (一般事務・紀中)	54,473円	
任期付短時間勤務職員 (一般事務・西牟婁)	73,698円	
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山C)	38,451円	特定業務等従事任期付職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間

第1次試験	第1次試験 不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1か月 （日曜日、土曜日及び祝日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格 発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験 受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点 を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙（和歌山県選挙区）における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第90号（参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年5月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第90号における収支報告書の要旨のうち、候補者世耕弘成の第1回報告分の収入の欄中

「自由民主党和歌山県参議員選挙区第一支部 政党	5,451,807円」を
「自由民主党和歌山県参議員選挙区第一支部 政党	5,678,082円」に、
「今回計 5,451,807円」を「今回計	5,678,082円」に、
「総計 5,451,807円」を「総計	5,678,082円」に

訂正し、同報告分の支出の欄中

「雑費 433,319円」を「雑費	659,594円」に、
「今回計 7,647,788円」を「今回計	7,874,063円」に、
「総計 7,647,788円」を「総計	7,874,063円」に

訂正する。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年5月20日

和歌山県警察本部長 直江 利克

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年5月20日（金）において、次に掲げる要件のいずれもを満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、犯罪統計管理システム（警察庁との相互接続（電子計算機接続）による連携機能を有すること。）を構築した実績を有するものとする。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、24時間365日運用によるサーバ機器及びネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有するものとする。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築委託業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築委託業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築委託業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築委託業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア又はイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年5月20日（金）から同年6月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成28年5月20日（金）から同年6月7日（火）までの間に和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成28年5月25日（水）午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成28年5月20日（金）から同年6月13日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成28年6月13日（月）午後4時までに、6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

刑事企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成28年6月17日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成28年6月27日（月）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成28年7月1日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

次の大規模小売店舗について、平成28年2月26日付けで大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定によりなされた届出が取り下げられたので、次のとおり公告する。

平成28年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーエバグリーン東高松店
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
平成28年3月11日（平成28年和歌山県告示第224号）
- 3 取下げ年月日
平成28年5月2日
- 4 取下げを行う理由
計画を一部見直すため

入札公告

和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年5月20日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成28年度から平成34年度まで
 - (2) 調達役務の名称及び数量
和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び貸借業務 一式
 - (3) 履行期間
 - ア 和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託業務
契約日から平成29年3月31日までの間。ただし、本運用開始日は2段階とし、内容は以下のとおりとする。
 - (ア) 第1次
 - a 運用開始日
平成29年1月1日
 - b 運用開始システム
 - (a) 捜査書類作成システム（160書式）
 - (b) 全文検索システム
 - (c) 捜査関係事項照会書作成システム
 - (イ) 第2次
 - a 運用開始日
平成29年3月1日
 - b 運用開始システム
第1次運用開始システム以外の全システム
 - イ 和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム貸借業務（システムの保守を含む。）
平成29年1月1日から平成34年12月31日までの間

- (4) 調達役務の仕様等
和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成28年和歌山県警察本部告示第1号に規定する和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）
和歌山市小松原通一丁目1番地1
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-2779
 - (2) 期間
平成28年5月20日（金）から同年6月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の（1）に同じ。
 - イ 期間
3の（2）に同じ。
 - (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成28年5月20日（金）から同年6月7日（火）午後4時までの間に刑事企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8
 - (2) 日時
平成28年5月25日（水）午前11時
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
 - イ 入札日時
平成28年7月15日（金）午前10時
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年7月14日（木）午後4時までに刑事企画課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書作成の要否
要
- 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否
否
- 14 契約方法
契約は、落札者で行うものとする。
- 15 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (代表)
ファクシミリ番号 073-423-0120
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 16 Summary
- (1) Construction and rental of Wakayama Prefectural Police Comprehensive Investigative information analysis Support System
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. Friday 15 July 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Thursday 14 July 2016)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
Tel:073-423-0110
FAX:073-423-0120